

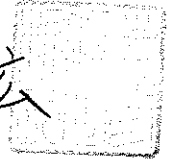


札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月24日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第19号

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表(2)中学校の表中

「

札幌市立山鼻中学校

札幌市中央区南23条西13丁目

」

を

「

札幌市立山鼻中学校

札幌市中央区南23条西13丁目

札幌市立星友館中学校

札幌市中央区南3条西7丁目

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。